



# トップアンドコア通信

【2024年5月号】

本年度の労働保険料の年度更新について、厚生労働省から新しいパンフレットが公開され、また、各種様式や年度更新申告書計算支援ツールも公開されています。（申告書は5月末に送付予定）

2024年度は **6月3日（月）～7月10日（水）** で行うことになります。

**2024年度の労災保険料率**については、**2024年4月1日より改定された事業の種類があり**、雇用保険料率は2023年度から変更がありません。

**2024年度の労災保険の概算保険料は新しい料率**で、**2023年度の確定保険料はこれまでの料率**での申告となります。1年に1回の作業になりますので、早めにパンフレットを確認し、準備を進めましょう。

## ■ 特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加【2024年4月～】

2024年3月29日閣議決定により、**特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（基本方針）及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）の変更**が行われました。変更内容は以下の通りです。

### ① 特定技能の受入れ見込数の再設定

2024年4月から向こう5年間の各分野の受入れ見込数が拡大（16産業分野、82万人枠）

\* 2023年12月時点で在留者数20万8425人（12産業分野、約34万人枠）

### ② 対象分野等の追加

一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受入れが認められている対象分野に「**自動車運送業**」、「**鉄道**」、「**林業**」、「**木材産業**」の**4分野の追加**。3つの既存の分野「**工業製品製造業分野**」、「**造船・船用工業分野**」、「**飲食品製造業分野**」に**新たな業務の追加等**

**特定産業分野（16分野）**ごとに「**出入国管理及び難民認定法**」に基づく**分野別運用方針**が策定されています。新しく分野が追加されたことで特定技能外国人の受け入れを検討する企業も拡大すると予測されますが、省令等で定められた基準を満たす必要があります。外国人を雇用する上で労務管理体制や日本で生活する上での支援体制を整えることも求められることになります。

## ■ 所得税・住民税の定額減税の実施【2024年6月～】

令和6年度税制改正において、2024年分の所得税及び2024年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。給与所得者は、**本年6月1日以後**、**最初に支払われる**給与/賞与等において**住民税と所得税が減税**されます。

### 給与支払者は2つの事務を行うことになります。

① 2024年6月1日以降に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務

⇒ **月次減税事務**（6月以後の給与等の源泉徴収税を減額するもの）

② 年末調整の際に、精算を行う事務

⇒ **年調減税事務**

（年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき年間の所得税額との清算を行う）



給与所得者は、**2024年6月1日時点で主たる給与の支払者へ扶養控除等申告書を提出している方全員が対象**となりますので、合計所得金額が**対象外だと見込まれる方**も**定額減税額を控除される必要**があります。（年末調整の対象外（＝年調減税事務対象外）の場合、確定申告で清算）



◆①月次減税事務では控除対象者の確認が必要です。【以下は、控除対象外】

- ・2024年6月1日時点で、扶養控除等申告書を提出していない方（⇒年調減税事務で調整）
- ・2024年6月2日以降の入社の方（⇒年調減税事務で調整）
- ・2024年5月31日以前に、退職の方および出国して非居住者となった方



2024年分所得税の納税者である居住者で、2024年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方は給与収入が2,000万円以下(注)）

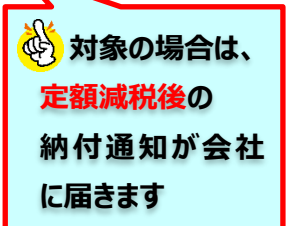


(注)子供・特別障害者等を有する者などの所得金額調整控除の適用を受ける方は2,015万円以下

個人住民税は、給与特別徴収（給与から個人住民税が差し引かれる）の場合、**2024年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が2024年7月分～2025年5月分の11か月で均されます。**

\*ただし前年の収入（所得）に対して定額減税されるため、前年の所得が定額減税の対象外の場合は、通常通り**2024年6月分～徴収**されることとなりますので注意が必要です。

税目	種別	減税額
所得税	本人*1	3万円
	同一生計配偶者*1*4	3万円
	扶養親族（税法上および16歳未満も含）*1	3万円/人
個人住民税 （所得割）	本人*1	1万円
	控除対象配偶者*2*5	1万円
	扶養親族*2	1万円/人
	控除対象配偶者を除く同一生計配偶者*2	1万円*3



\*1 居住者に限ります

\*2 国外居住者を除きます

\*3 2025年度分の所得割の額から控除（2024年度分は対象外）

\*4 「同一生計配偶者」= 納税義務者と生計を一、かつ、合計所得金額48万円（給与所得の場合103万円）以下

\*5 「控除対象配偶者」= 同一生計配偶者のうち、納税者の前年の合計所得金額が1,000万円以下



国税庁より「令和6年分所得税の定額減税 Q&A」が4月11日に改訂され、QAが追加・修正されますので、最新のQAを確認して準備しておきましょう。

■3歳未満の子どもの養育特例申出時の添付書類が省略【2025年1月～】

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令が2024年3月26日付けで公布されました。

3歳未満の子どもを養育する従業員（被保険者）について、

その養育する期間中の標準報酬月額が、**養育を開始する前月の標準報酬月額を下回る**場合に、**従業員の申出により**、年金額の計算において従前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす措置があります（養育期間標準報酬月額特例）。

原則として「**戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書**」（**原本**）および「**住民票の写し**」（**原本**）を添付することが必要となっています。ただし、**住民票の写しについては、従業員と子ども両方の個人番号（マイナンバー）を申出書に記載するときには、添付が不要**となります。今回、この添付書類の見直しが行われ、**2025年1月1日から、事業主が従業員と子どもの身分関係を確認した場合、「戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書」の添付が省略可能**となりました。



社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿セナビル 46F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP ㊦-名古屋 7F

TEL : 052-589-8753

E-mail : contact@topandcore.or.jp http : //www.topandcore.com/

